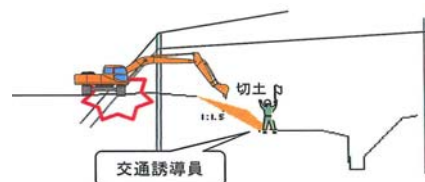
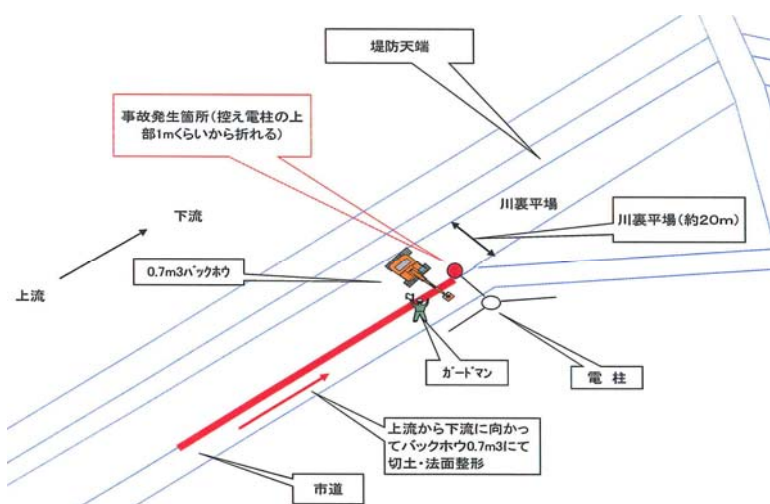


発生日時	平成 23 年 6 月 1 日 (水) 16 時 0 分			天候	晴
工事情報	河川系事務所 維持修繕工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	電柱損傷	
事故概要	川裏法面整形作業中に東電電柱の支線柱ワイヤーをバックホウにて踏み、支線柱上部を折損させたもの。				
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



・バックホウにて法面の切土を施工しながら横移動していた。

・支線控柱を支えていた支線ワイヤーをバックホウのキャタピラで踏んだため引っ張られて、そのワイヤーが取り付けられていた支線控柱の頭部が折損したもの。
(電線の損傷、通電への影響なし)



現場損傷状況

【事故発生原因】

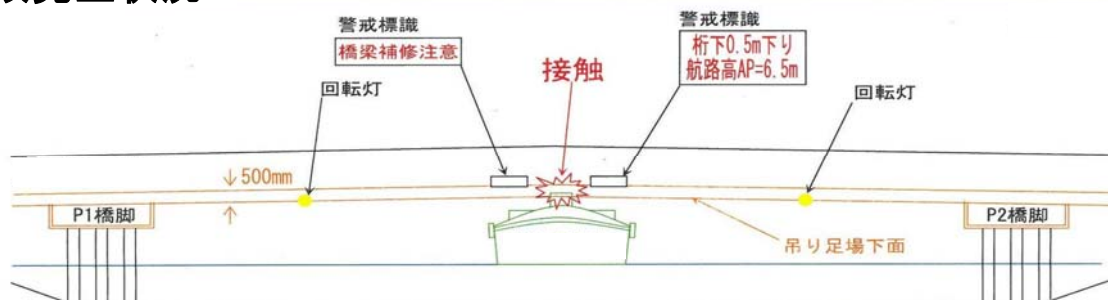
- ・作業時に誘導員が現場にいなかった。
- ・支障物付近の注意喚起が不十分であったため。 など

【事故防止のポイント】

- 支障物がある箇所で作業する場合は、
- ・誘導員の配置を行う。
- ・目印を設置するなど注意喚起を行う。 など

発生日時	平成 23 年 6 月 8 日 (水)			3 時 40 分	天候	雨
工事情報	道路系事務所 維持修繕工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	-	-	-	船舶損傷		
事故概要	橋下を航行した船舶の操縦席が仮設中の吊り足場に接触、損傷したもの。					
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害						

事故発生状況



- ・事故当日は吊り足場設置作業で、事故時は作業が終了し、現場には作業員はいなかった。
- ・現地測量の結果、吊り足場の設置高さが計画高さより低いことが判明。
- ・並行している別の橋梁と、海面からの高さが同じだと思って施工計画を立てたが、実際は今回接触した橋梁の高さが低かったため、吊り足場の設置高さは航路高6.5mより低くなっていた。



足場損傷状況



船舶損傷状況(操舵室のキャビンが破損)

【事故発生原因】

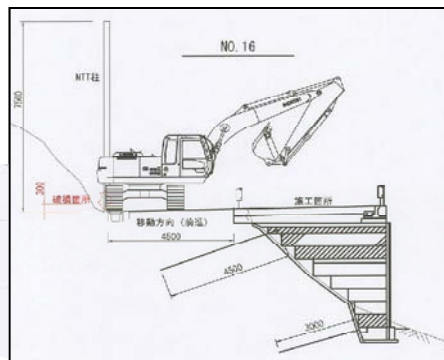
- ・足場を設置した橋の高さを誤認していたため。
 - ・現地にて測量を行わなかったため、現場にて誤認識に気づけなかった。
- など

【事故防止のポイント】

- ・既存資料の確認照査を実施するとともに現地測量を行って施工計画を立てる。
 - ・作業実施状況の確認として、現地測量を行い、現場管理を行う。
- など

発生日時	平成 23 年 6 月 28 日 (火) 13 時 30 分			天候	晴
工事情報	河川系事務所 一般土木工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	電柱損傷	
事故概要	バックホウを移動させようとしたところ、電柱に接触、損傷させたもの。				
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



損傷状況



- ・作業に入るため、重機を移動させているところだった。
- ・掘削方向にアームを90°旋回させ、位置の微調整を行っている際に、電柱にバックホウが接触し、損傷させた。
- ・誘導員を配置していなかった。

【事故発生原因】

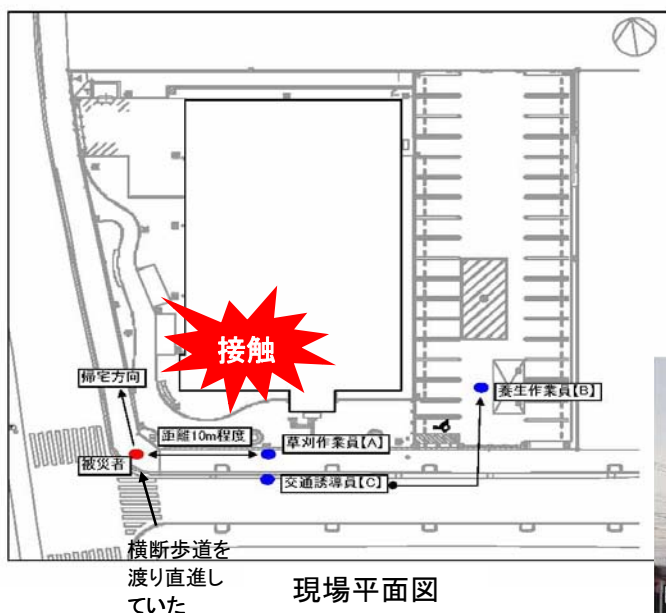
- ・誘導員を配置していなかったため。
- ・電柱に対して防護や明示等の措置を行っておらず、電柱に対する作業員の注意が不足していたため。 など

【事故防止のポイント】

- ・狭い箇所での移動の際は誘導員を設置する。
- ・電柱などの支障物については、事前に防護するなど対策を行い、作業員に周知・徹底を行う。 など

発生日時	平成 23 年 7 月 23 日 (土) 15 時 30 分			天候	晴
工事情報	営繕系事務所 建築工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	男	70	通行者	右手小指付根創傷	
事故概要	仮囲い周辺の除草作業をおこなっていたところ、飛石により通行者を負傷させたもの。				
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



- ・工事のイメージアップにおける現場の除草作業を肩掛式草刈機にて実施していた。
- ・養生作業員が現場を離れ、交通誘導員が飛石防止のベニヤ板を持っていた際に事故が発生。
→通行者を認識しておらず、第三者に対する注意が不足していた。

【事故発生原因】

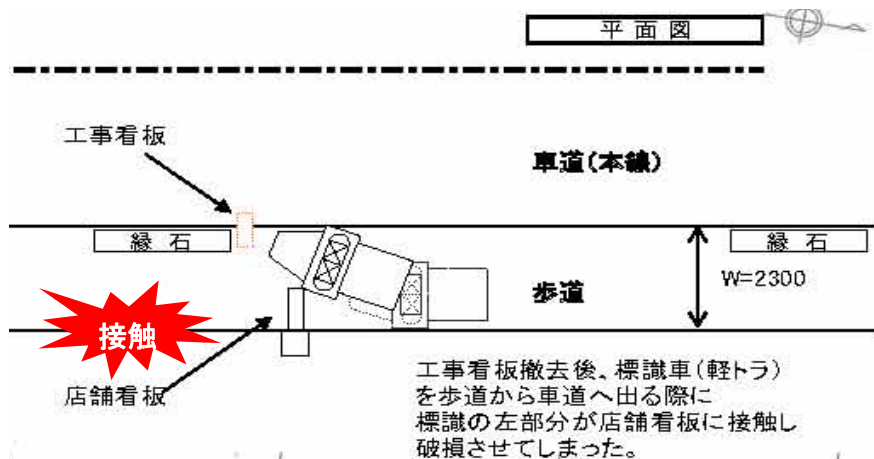
- ・除草作業における作業計画が作られておらず、第三者に対する飛石対策が不十分だったため。 など

【事故防止のポイント】

- ・第三者に対する飛石対策を定め、作業員に周知・徹底する。 など

発生日時	平成 23 年 8 月 9 日 (火) 14 時 30 分			天候	晴
工事情報	道路系事務所 維持修繕工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	店舗看板損傷	
事故概要	照明の補修作業終了後、工事看板を積んだ軽トラックにて店舗の看板を損傷させたもの。				
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



- ・道路照明灯のランプ交換作業を行った。作業終了後、規制看板等の資材回収を行っていた際、歩道内を走行し舗道上にあった店舗看板に標識車上部を接触させ、店舗看板を損傷させた。
- ・工事看板の撤去及び車両運転を交通誘導員が行っていた。
- ・看板設置、撤去の作業指示についての的確に行われていなかった。



看板損傷状況



標識車(軽トラ)積載状況

【事故発生原因】

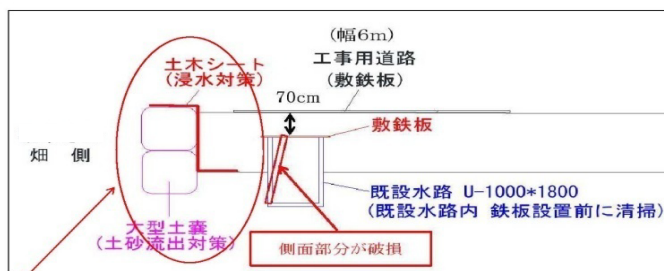
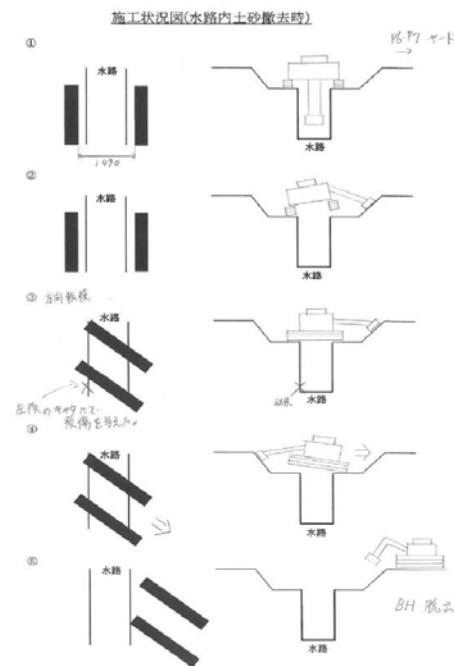
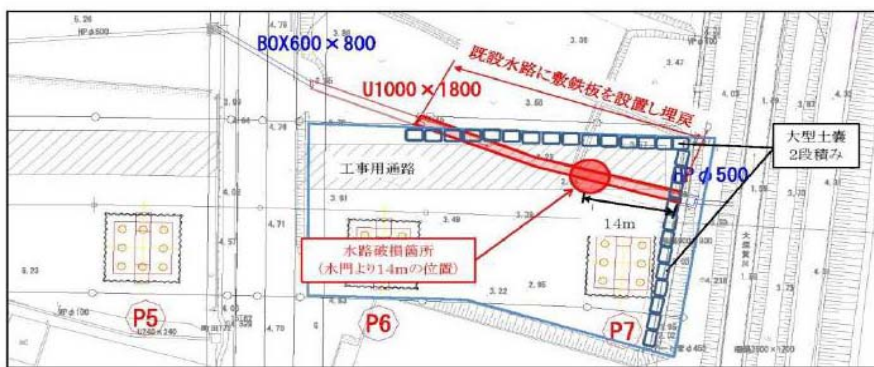
- ・作業分担が明確にされていなかったため。
 - ・車両運行の際に周囲確認を怠ったため。
- など

【事故防止のポイント】

- ・作業分担を明確にし、作業員に周知・徹底を行うこと。
 - ・車両運行時は周辺に注意すること。
- など

発生日時	平成 23 年 10 月 5 日 (水) 14 時 0 分			天候	雨
工事情報	道路系事務所 一般土木工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	水路損傷	
事故概要	基礎工施工後、水路が損傷されているのが発見されたもの。				
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



この部分の撤去作業を行っていた。

・重機を方向転換させる際に、水路を養生せず行ったことで水路側壁下部に損傷を与えたと思われる。

水路破損状況



水路破損状況

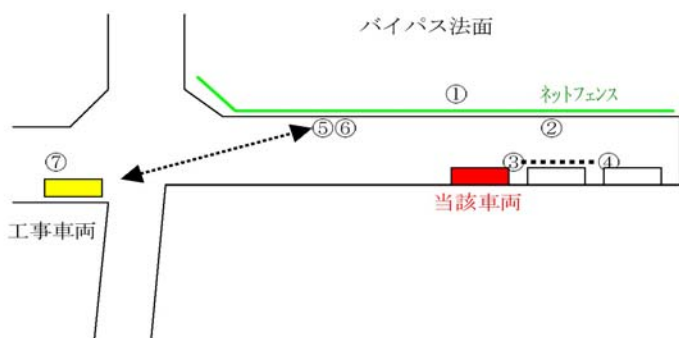


【事故発生原因】
 ・重機が通る場所を養生せずに通行したこと。 など

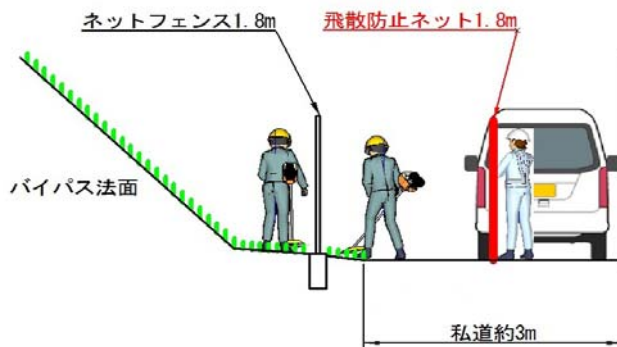
【事故防止のポイント】
 ・作業方向、養生方法を考慮した作業手順の作成と作業員への周知・徹底。 など

発生日時	平成 23 年 10 月 20 日 (木) 16 時 0 分			天候	曇
工事情報	道路系事務所 維持修繕工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	一般車両窓ガラス損傷	
事故概要	除草作業中、飛石により停車していた一般車両の窓ガラスを損傷させたもの。				
公衆損害事故 - 第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



- ①②刈り手
- ③④網持ち
- ⑤⑥集草
- ⑦交通誘導員



ネットフェンスの両サイドで除草していた。
作業を進めるにつれ、進捗に差が発生し、両方の飛散防止対策をおこなっていたネットが追いつかなくなり、飛石につながったもの。



現場作業状況



車両損傷状況

【事故発生原因】

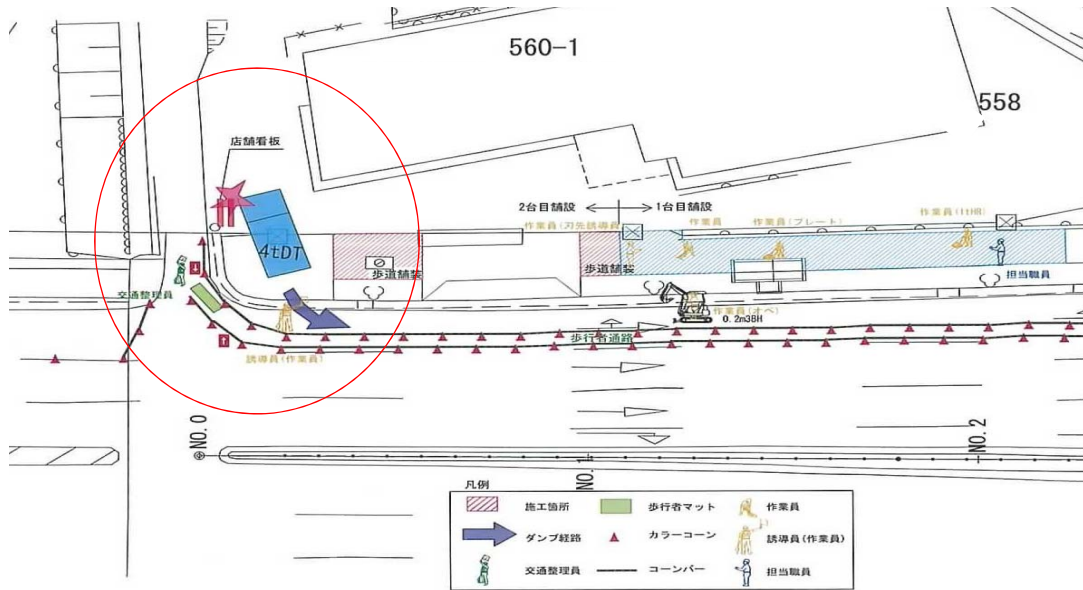
・無理な作業員の配置で作業を実施したため、飛散防止対策が不十分になってしまったため。

【事故防止のポイント】

・飛散防止対策は十分におこなうこと。
・作業内容に不備がないような作業計画を立て、作業員に周知・徹底すること。
など

発生日時	平成 23 年 10 月 28 日 (金) 15 時 45 分			天候	晴
工事情報	道路系事務所 As舗装工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	店舗看板損傷	
事故概要	現場で合材を積んだ4tダンプが店舗の看板に接触、損傷させたもの。				
	公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害				

事故発生状況



- ・資材運搬のための4tダンプが方向転換のため、無断で民地を使用。
- ・現場の作業員は無断で民地を使用していたことを把握していた。



現地状況



看板損傷状況

【事故発生原因】

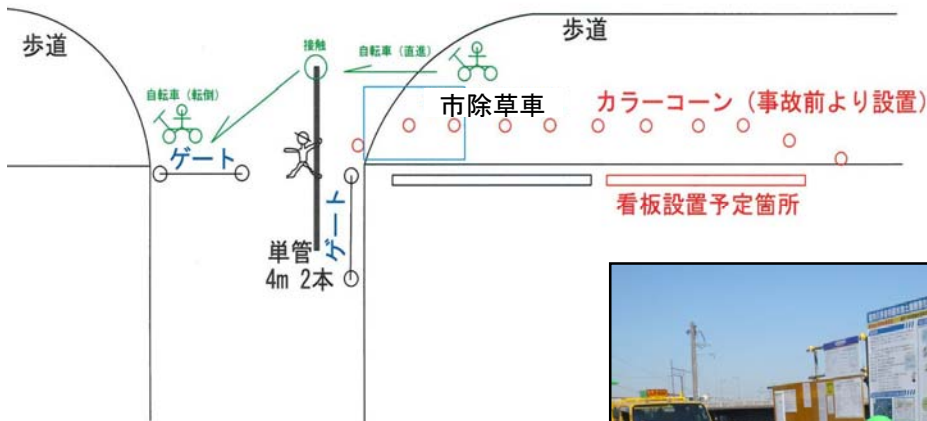
- ・作業計画に反した方法で方向転換を行ったため。
- ・運転手の左前方確認不足によるもの。
など

【事故防止のポイント】

- ・現場にあった安全な作業計画を立て、作業員に周知・徹底する。
- ・運転の際には周囲を確認する。
など

発生日時	平成 23 年 11 月 1 日 (火)			9 時 28 分	天候	晴
工事情報	河川系事務所 一般土木工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	女性	-	通行者	通行者打撲		
事故概要	看板設置のための単管パイプを運んでいたところ、一般通行者に接触、負傷させたもの。					
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害						

事故発生状況



・看板設置のため、単管パイプを持った作業員が工事範囲から外に出た際に、右方向から来た自転車に接触、自転車に乗っていた人が負傷したもの。

・本作業における作業手順書において、「資機材運搬の際は誘導員を配置して運搬を行う」となっていたが、誘導員はおらず、守られていなかった。



事故再現状況

【事故発生原因】

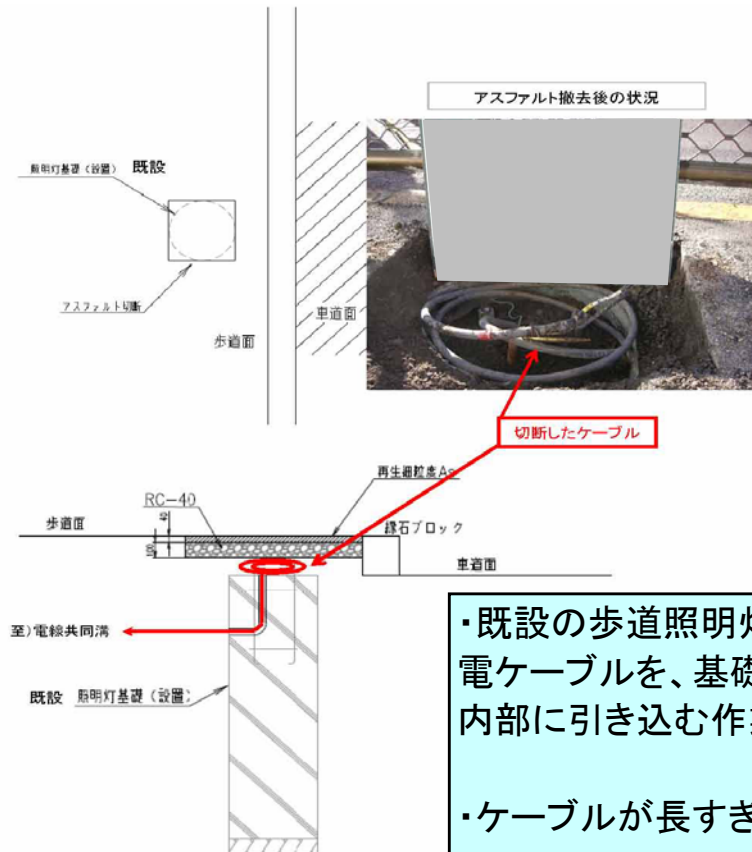
・資材運搬時の周囲確認不足によるもの。 など

【事故防止のポイント】

・作業手順書に決められたとおり作業するよう作業員に周知徹底する。
 ・工事範囲外での作業の際には第三者に接触しないよう特に注意するよう作業員に周知徹底する。 など

発生日時	平成 23 年 11 月 15 日 (火) 10 時 30 分			天候	晴
工事情報	道路系事務所 電気設備工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	信号機消灯	
事故概要	照明設置作業にて、照明の配線を切断したところショートを起こし、付近の信号機を止めたもの。				
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



・既設の歩道照明灯用基礎まで敷設済みの東電ケーブルを、基礎の上に設置した照明灯の内部に引き込む作業を実施していた。

・ケーブルが長すぎたため、無断で切断した。

・まだ通電していないと東電から聞いていたため切断したが、実際は通電していたためショートを起こし、付近にあった信号機(車両用4台、歩行者用8台)が停電。

【事故発生原因】

・通電していることを確認せず、管理者に無断でケーブルを切断したため。

【事故防止のポイント】

・無断で他管理者の所有物を切断しない。
・作業内容に支障がある事象が発生したら、監督職員に協議をする。 など

発生日時	平成 23 年 11 月 15 日 (火) 9 時 40 分				天候	晴
工事情報	道路系事務所 As舗装工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	-	-	-	コンクリート飛散		
事故概要	吹きつけコンクリートの作業に際して、コンクリートを一般宅に飛散させたもの。					
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害						

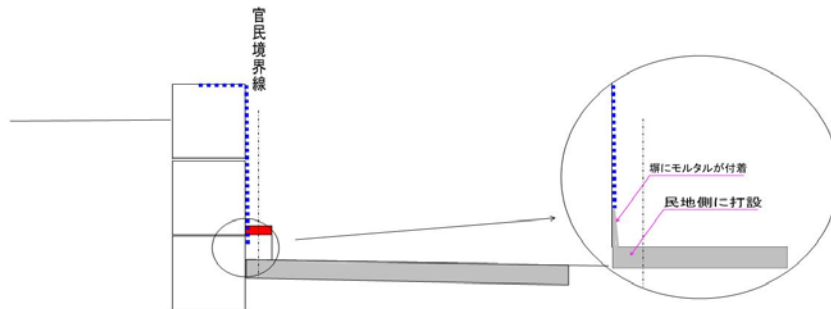
事故発生状況



モルタル付着箇所



同左 拡大図



- ・被災者宅のブロック塀に接する官地側にモルタル吹付の施工を行った。
- ・このとき、ブロック塀(H=0.6m:3段)の裾部分(延長約7m、高さ約5cm)にモルタルが付着した。
- ・モルタル吹付の施工では、ブロック塀際で作業員がベニヤを持ち、立てかけることによる飛散防止を図ったが、ベニヤの下から飛沫となったモルタルがブロック塀に付着した。

【事故発生原因】

- ・飛散防止対策が不十分だったため。
- ・作業後の現場確認を怠ったため。
など

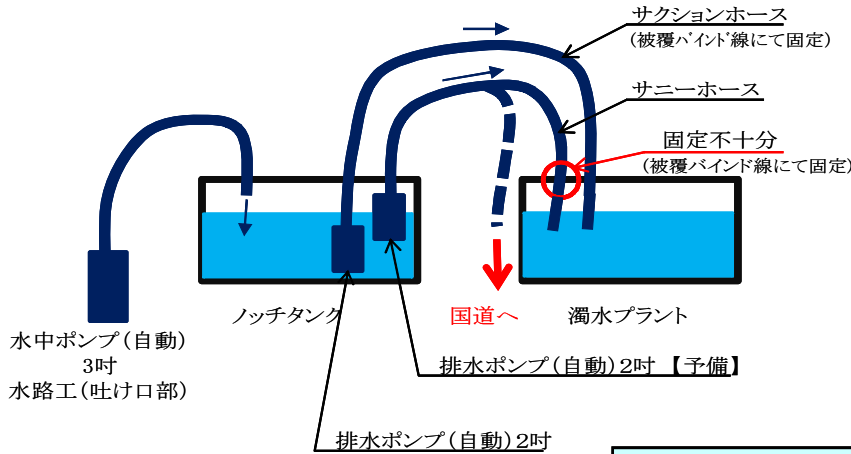
【事故防止のポイント】

- ・飛散防止対策を十分におこなうこと。
- ・作業後の現場状況を確認し、不備があれば対応すること。
など

発生日時	平成 23 年 12 月 17 日 (土) 21 時 50 分			天候	晴
工事情報	道路系事務所 一般土木工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	-	-	-	一般車両2台損傷	
事故概要	路面へ流れだした排水が凍結して一般車両が交通事故を起こしたもの。				
	公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害				

事故発生状況

【交通事故発生時状況図】



排水ホース設置状況 (全景) (固定状況)



事故発生時推定状況



- ・濁水プラントへ通じるホースが固定されていなかったため、排水が現場から国道へ流れ出してしまった。
- ・気温が低かったため、排水が路面にて凍結し、走行した一般車両がスリップして事故を起こしたもの。
- ・予備の排水ポンプで水位に応じて自動的に稼動するようになっており、繰り返し膨張・収縮及び稼動時の引張力により、ホースが外れてしまったものと思われる。

【事故発生原因】

・ホースが十分に固定されていなかったため。 など

【事故防止のポイント】

- ・現場に設置した器具は動かないよう固定すること。
- ・稼動させている機械があれば、作業を実施していない時間帯においても定期的に現場確認を実施すること。 など

発生日時	平成 23 年 12 月 20 日 (火)			1 時 30 分	天候	晴
工事情報	道路系事務所 維持修繕工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	-	-	-	一般車両損傷		
事故概要	舗装補修作業中、振動ローラーが一般車両に接触し、損傷させたもの。					
	公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害					

事故発生状況



サイドロローラー

- ・サイドロローラーを一旦待機場所に止め、コンバインローラーを移動している間に事故が発生。
- ・エンジン低速時は自重により自走する可能性がある機械であったため、動いたと考えられる。(取扱説明書)
- ・作業手順書にて、エンジンは停止させるよう、指導していたが守られていなかった。

【事故発生原因】

- ・エンジンを停止せず、機械を待機させたため。 など

【事故防止のポイント】

- ・作業手順書を遵守するよう作業員に周知・徹底する
- ・作業内容に無理がないよう計画を立てること。 など

発生日時	平成 24 年 2 月 2 日 (木) 8 時 30 分				天候	晴
工事情報	道路系事務所 機械設備工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	-	-	-	一般車両損傷		
事故概要	設備修繕作業の際に施工に支障のあった車両を動かした際に損傷させたもの。					
公衆損害事故-第三者の負傷・第三者車両に対する損害						

事故発生状況

破損箇所 後部バンパー

駐車室柱と車両後部バンパーが接触し、破損した。



地下2階AレーンA311駐車室にて撮影



入庫パースにて撮影

- ・当日の作業エリアにあった車両を別の駐車室に動かした際に、駐車室の柱に車両を接触し、損傷させたもの。
- ・駐車室は大きさの違う2種類のタイプ(大型乗用車用、ハイルーフ車用)があり、ハイルーフ車用駐車室は大型乗用車用駐車室より幅が狭かったが、元請、作業を実施した下請は把握していなかったため、動かした際に接触したもの。

【事故発生原因】

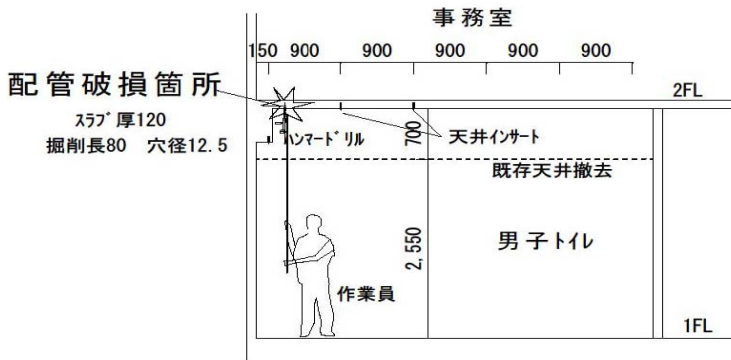
- ・車両より幅の狭い駐車室に車両を動かしたため。 など

【事故防止のポイント】

- ・作業を実施する前に現場状況を確認し、的確な作業指示を行う。 など

発生日時	平成 24 年 2 月 12 日 (日) 9 時 40 分				天候	晴
工事情報	営繕系事務所 建築工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	-	-	-	電気配線損傷(停電約4時間)		
事故概要	天井インサート用アンカーを施工中、既設電気配線を損傷させたもの。					
公衆損害事故 - 第三者の負傷・第三者車両に対する損害						

事故発生状況



損傷状況

- ・天井インサート用アンカーを施工していた際に既存配管を損傷させたもの。
- ・元請が事前に探査にて配管の確認をおこなっておらず、この作業員は管があることを知らなかった。

【事故発生原因】

・事前に配管の確認を実施しておらず、管に関する情報について作業員に周知していなかったため。 など

【事故防止のポイント】

・作業する箇所の事前確認を十分実施し、作業員に周知する。 など